



府 食 第 20 号  
令和 2 年 1 月 14 日

農林水産大臣  
江藤 拓 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和 2 年 1 月 6 日付け元消安第 4048 号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた普通肥料の公定規格の改正については、農薬が混入される肥料の規格を設定するものであり、当該肥料が農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく使用基準によって適切に管理される場合、食品を介して人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。